

福岡地方裁判所委員会（第52回）議事概要

第1 開催日時

令和2年1月14日（火）午後3時00分から午後4時40分まで

第2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

第3 出席者

（委員）

平田豊委員長，有馬紀顕委員，有馬久富委員，稲吉江美委員，神崎智子委員，木原茂委員，黒川尚子委員，相田安浩委員，武富可南委員，建元亮太委員，手嶋一雄委員，松尾重信委員，松原妙子委員，森喜史委員，吉村涼委員（委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

第2刑事部部総括裁判官溝國禎久，事務局長髭野勝之，刑事首席書記官花守英二，人事課長甲斐圭司郎，裁判員調整官今村恵一

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

総務課長福田誠二郎，総務課課長補佐白石真洋

第4 議題

「裁判員制度の実情と課題について」

第5 議事の概要

1 新任委員の自己紹介

2 委員長代理の指名

委員長は，有馬久富委員を委員長代理として指名した。

3 報告

前回の委員会（議題「職員採用広報について」）における委員の御意見への取組について，甲斐人事課長より以下のとおり説明を行った。

(1) 裁判所職員の仕事内容等をより理解してもらう必要があるのではないかと

の御意見について

令和元年9月に当庁で実施した大学生、大学院生を対象としたインターンシップにおいて民事事件を題材とした書記官事務体験を行った。従来、当庁にて実施していた書記官事務体験では法廷場面を中心として、調書作成体験を行っていたが、今年度は、裁判所職員の仕事について、より深く理解していただくために、民事事件の訴えの提起から事件の終局まで、模擬の書類と民事訴訟法の条文を学生と職員で確認し、裁判部で働く職員の法廷以外での仕事内容についても職員の実体験を交えながら説明した。参加した学生からは「具体的な手続の流れがわかった」「大学で勉強していることが実務で活かしていることがわかった」といった感想も寄せられ、より深く裁判所職員の仕事について理解していただけたのではないかと思われる。

- (2) 中学生や高校生の職場体験やキャリアセミナーなどを実施してみてもどうか、法教育の視点からだけでなく、裁判所に慣れてもらうような取組を行うべきではないかとの御意見について

団体傍聴等で来庁した中高生に対しても、要望があった際には、団体傍聴等の前後の時間にて裁判所職員の業務説明を行っている。いただいた御意見を参考に中高生に対してより効果的な採用広報活動が展開できないか検討していきたい。

- (3) 新卒者だけではなく、中途採用などいくつかのルートがあればより多彩な人材確保にもつながるのではないかとの御意見について

御意見をいただいたところであるが、採用試験は最高裁で検討の上、全国一律で行われるもので、現行の試験制度では定期的に他の団体や民間企業等で長期の経験を積んだ者の中途採用を行うことは難しい。御意見は折を見て上級庁に伝えるなどしたい。

なお、院卒者及び大卒程度区分の採用試験は30歳まで受験可能であり、新卒者だけではなく、他の団体や民間企業等を経験した後に裁判所に採用さ

れる者もいる。

また、障害者選考試験においては、30歳以上の者も受験可能であり、多様な経験をお持ちの方に受験していただいている。

- (4) 広報活動をする場合の情報発信の方法を工夫すればよいのではないかとの御意見について

当庁でインターンシップや業務説明会を行う際には、裁判所のHP（最高裁のHP、当庁のHP、裁判所のフェイスブック）に掲載するだけでなく、九州内の大学及び公務員予備校（50校程度）に依頼文書及びポスターを送付し学生への周知をお願いしているところであり、毎回福岡県外からも参加していただいている。

庁舎内で行うインターンシップや業務説明会の募集期間中には、大学や公務員予備校に出向いて業務説明会を行い、大学等で業務説明を聞いただけで終わらずに、実際に来庁して法廷を見学したり、業務体験を受けていただけるようにイベントの周知を行っている。

大学や公務員予備校で説明会を行う際は、先方をお願いしてなるべく学生が参加しやすい日程を設定しているところである。いただいた御意見を参考により効果的な情報発信ができないか検討していきたい。

- 4 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示□：委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所，
■：説明者】

裁判員制度の実情と課題について、説明者（溝國部総括裁判官）から説明があった後、以下のとおり質疑応答があった。

- 出席率を上げ、辞退率を下げるための方策として、経験者の満足度が高いという話があったので、そのような話を生かしていくということが考えられる。参加する意義が、参加した当初と参加した後でどのように変わっていったのか、それはもともと選任されるときに候補者が想定していたこととかい

離はあったのか、ということについてどのようなアンケート結果が出ているのか。

- ◇ 裁判員制度ナビゲーションという冊子の「裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想」に示されているとおり、参加した後のアンケート結果では96%以上の方が「よい経験」と感じられている。どうして「よい経験」と感じたかという具体的な理由については、裁判員裁判に実際に参加してみても、ニュースなどを見る目が変わったとか、裁判がきちんとした手続にのって進められていることが分かったというような話を聞くことが多い。

その他、自分の経験として裁判がどのように進められているのか分かったという意見や、そもそも裁判の知識が不足していたことを理解したという意見が多くあった。

- 裁判員制度ナビゲーションでは、国民が刑事裁判に参加する諸外国の制度が紹介されているが、諸外国と比べると日本が一番新しい制度になるのか。
- 日本においても戦前に陪審制度というものがあったが、戦争等の影響で停止された。日本の裁判員裁判は制度が開始されて10年目になる。
- 裁判員を経験された方たちのアンケート結果では、大変満足したという意見が多いが、裁判所における裁判員制度に対する意見としてはどのようなものがあるのか。一般論として賛否両論あると思うが。
- 裁判員裁判に携わっている裁判官、検察官及び弁護士それぞれの立場によっても違いはあると思う。裁判所の中でも刑事裁判を担当している裁判官と民事裁判を担当している裁判官とでは制度に対するイメージは違うと思うが、長く刑事裁判に携わっている裁判官の立場からすると、私は裁判員裁判が始まってからの刑事裁判の変化を見ていると裁判員裁判が導入されてとても良かったと考えており、刑事裁判をしている裁判官の多くは私と同じように思っているのではないかと思う。裁判員と評議するのが大変であるとか、難しい、嫌だと思うかと聞かれると、大変だと思う裁判官はいるかもしれないが、

それが嫌だと思ふ裁判官はいないと思ふ。裁判員の方に刑事裁判に参加してもらふことで、これまでなかった様々な視点や感覚が刑事裁判に入ってきているが、それまでの裁判官だけで行っていた裁判では取り入れることが容易ではなく、また、そういう風になるにしても時間がかかったのではないかと思ふようなことが、この10年で一気に変わってきていると感じている。裁判員裁判で裁判員と意見交換できて非常に良かったと感じている裁判官が多いと思ふ。

- 裁判員にとってはよい経験となっているが、裁判員が参加することで裁判自体がよくなっているのかどうかを気にされる裁判員が多く、よく質問される。検察官の立場としてはどのように感じられているか。
- ◎ 検察官も全員かどうかは分からないが、総じて裁判員裁判については前向きに受け止めている。裁判員裁判の細かい各論的な部分では、裁判所と弁護士会、検察庁との間で一致しない点や改善が必要な点があるものの、裁判員裁判自体については、大多数の検事が前向きに評価している。
- ◎ 弁護士の立場からすると、一定の期間内に集中して審理し判決を出すという点から大変であると感じている人が多いと思ふ。裁判員裁判が行われている期間中はその事件だけにかかりっきりになってしまうことや、証人尋問がすべて終わった後に有罪か無罪かの意見書を作成しなければならないなど確かに大変なことは多いが、やりがいがあると感じている人も多いと思ふ。これまでと変わったと感じたエピソードとして、被害弁償をしたので一生懸命情状酌量を訴えていたところ、裁判員から「被害弁償は当たり前じゃないですか。」と言われ、世間一般の感覚とはこういうことなんだ、と軽い衝撃を受けたことがあった。

また、私の妻に裁判員候補者名簿に登録された旨の通知が届いたので、妻に裁判員をやりたいか尋ねたら、「当たり前じゃないですか、大変だろうけどやりたいに決まっている。」と言っていたが、仕事が忙しい方などは辞退

されるのかもしれない。他にも裁判員が敬遠されている理由として、かなり刺激的な証拠があるからというような話もよく耳にする。

- ◎ 私は国選及び私選弁護人として裁判員裁判を経験したが、その中の1件は親族間の殺人未遂事件だった。そのため、親族である被害者は被告人を許して欲しいと希望し、被告人自身も反省しているという事件だったので、昔であればすぐに裁判が始まり、執行猶予で終わるような事案だったと思うが、この事件は裁判員裁判だったということもあり、裁判が開始されるまでに1年くらいかかった。その間、被告人には長期間勾留されていたことによる拘禁作用が出るなどして大変だったという経験があり、私としては、裁判員裁判は被告人のためではなく裁判員のためのものになっているのではないかという印象を受けた思い出がある。裁判員裁判になったことで、裁判が始まるまでに時間がかかってしまっていることは被告人にとって大変苦しいことなので、争点整理や公判前整理手続の期間を短縮していくことは非常に重要なことだと思う。

これまでは、裁判官と一般の方が話せる機会というものがほとんどなかったと思うが、裁判員裁判が始まったことで一般の方が裁判官に対して親しみを持って身近に感じてもらう機会ができたという点では良かったのではないかと考えている。

また、地方裁判所の裁判員裁判で死刑判決となった事件で、高等裁判所で判決内容が覆るという事案が出てきているが、そのようなことは本来の裁判員制度の目的と矛盾しないのか。

- ◎ 私は裁判官としていい裁判をしたいと思っており、そのためにはいろいろな観点から議論をすることが大切だと考えている。様々なバックボーンをお持ちの裁判員の方々に裁判に参加していただくことで、事件について皆で真剣に議論し、チームとして結論を出すということが裁判員裁判が導入されたことでできるようになってきていると思う。

- 辞退率が上昇し出席率が低下している現状について、どのような点を改善していくことが考えられるか。勤務先において休暇が取りにくいといったことや、裁判員の期間中の給与がもらえなくなってしまう人がいることなどが要因として考えられるが、そのような点について経営者側からするとどのような意見をお持ちか。
- 月給者の場合は問題にはならないと思うが、時間給の方の取扱いが問題になっていると思う。制度導入時のアンケートでは、裁判員裁判への出席ほどの会社も認めていたが、給与の支払等に関する取扱いは会社によっても差があると思う。
- 裁判員制度ナビゲーションに掲載されている裁判員経験者の声としては、PRも兼ねているから当然かもしれないが、とてもよかったという意見が多いが、とてもつらかった、トラウマを抱えてしまいなかなか眠れなかった、というようなつらい思いをしたような声についてもご紹介いただきたい。
- 具体的な事件の証拠調べの中で、例えば刺激性の高いものに接することが予定されている場合には、精神的にやれるかどうか分からないという理由で予め辞退を申し出られる方は少なからずいるし、裁判所で事情を伺った上で辞退を認めることも比較的多くある。ただし、中には問題ないと思い裁判員裁判に参加したものの、やはりつらかったという方もいらっしゃるかもしれない。裁判員の方からは、辞退はしなかったけれど刺激的な写真などを見なければならぬのか、ということを探ねられることがあるが、証拠の提出方法等については検察官が配慮しているため、そのようなことはないと思うという説明をしている。

写真の他にも、被害にあった方の話を直接聞くということもつらい経験になると思うが、そのような証言等についてはどうしても聞いていただかないといけない場面がある。そのため、裁判員の方には精神的にきつければ遠慮せずに言って欲しい、と常に声掛けを行っている。刺激的な証拠や証言を見

たり聞いたりすることで、どのような影響があつて症状が出るかどうかということに関しては個人差もあり、全く症状が出ない方もいる。影響がすぐに出るかもしれないし、後になって出てくるかもしれないため、決して我慢したり抱え込んだりしないでください、と裁判員には毎日のように話をしている。「大丈夫ですか?」、「よく眠れましたか?」とか「ご飯は食べていますか?」などいろいろな話をして、裁判員に悪い影響が出ないように常に裁判員の方を気に掛けるよう努めている。

◎ 裁判員裁判では被害者がいる事件が多く、被害者の話を聞くなどして、悲しい気持ちにならない人はいないと思うし、つらいと思う人もいると思うが、それですべての人がトラウマを抱えるかというところではないと思う。そうならないように調べる証拠をどのようなものにするか、ということも事前に検討している。また、私は裁判員の方々に、「決して一人で抱え込まないようにしましょう。」、「裁判員裁判はチームでやっていることなので、つらいことなどは皆で共有して行きましょう。」、ということをお話するようにしている。裁判官は自分でこの職業を選んでいるため覚悟もあるが、一般市民の方が裁判官と同じ重責を託されることについては当然負担もあるでしょうから、ご自身のことを一番に考えてください、というようなことを伝えており、そのような話を裁判員の方々としていくことで、大きな問題は起こらないのではないかと考えている。

○ どうして先ほどのような質問をしたかというところ、裁判員の辞退事由として高齢化や重い疾病、介護、養育及び事業における重要用務などがあげられているが、一般市民からすると、そのような事由がない限りは裁判員裁判に参加して重い責任を担わなければならないと通常であれば考えると思ったからである。先ほどのお話からすると、裁判所は実に丁寧に裁判員のサポートをされており、パンフレット等にも書かれていないような内容だったので、そのような点も含めて裁判員に参加するメリットをより一層広報していけばよ

いと思う。

○ 公判前整理手続が長期化しているということが課題として上がっていたが、手続を簡素化することが必要ではないか。公判前整理手続を簡素化していくために、検察官及び弁護士との間で目標や目安を定め、そのことで審理が雑にならないよう、法曹三者でしっかり調整していけばよいと思う。福岡においては、公判前整理手続の期間が全国平均と比べると時間がかかり過ぎているのではないかと感じた。

■ 裁判所としても公判前整理手続の期間を可能な限り短くすることで、被告人、弁護人の負担を少しでも減らし、できるだけ早期に「被告人」という不安定な立場から解放されるよう努めているところである。統計について説明すると「自白事件」と「否認事件」を合わせて公判前整理手続の平均期間を出しているため、「自白事件」だけでの統計を取ると随分短い期間になる。その一方で「否認事件」については、検察官の主張と被告人側の主張が対立している事案なので、どのような争点がありその争点を見極めるためにどのような証拠を取り調べるのかということについて、若干時間をかけて話し合いをする必要があり、裁判が始まるまでにどうしても一定の期間が必要となってくる。審理期間の具体的な目標や目安については、公判前手続の長期化が問題となり始めたころから、裁判官の勉強会等でも検討されており、自白事件であれば早ければ3～4か月位で判決までいけるのではないかというように言われている。現状においても一番早い事件だと3～4か月程度で起訴から判決まで至っている。争いがない事案であれば、起訴された段階から検察官及び被告人に対しても速やかに手続を進めようという話をしており、例えば1月に起訴されたのであれば、5月のゴールデンウィーク前か長くても夏休み前までには終わらせようというような目標を立てるようにしている。そのような取組を行ってきた結果、公判前整理手続の期間は少しずつではあるが短くなってきている。

福岡の平均審理期間が平成28年ころから増えている要因として考えられるのは、多数係属した暴力団関係の事件の関係で法廷等が不足したという事情もあり、どうしても他の裁判員裁判の期日も含めて期日が入りにくくなっていた、ということがあったと思うが、そのような状況も現状においては改善されてきているところである。しかし、現状の審理期間についても決して短いものとは言えないため、今後もより一層審理期間を短くする努力を続けていかなければならないと思っている。

□ ご指摘いただいた点は大事なことであり裁判所としてもしっかりと考えていかなければならない。福岡地裁は平成30年8月に新庁舎に移転し、法廷も増えているため法廷不足という点も少しは解消されてきていると思う。今後も引き続き、審理期間が長期化することがないように考えていかなければならない。

第6 次回のテーマについて

「民事裁判手続のIT化」

第7 次回の開催期日について

別途調整する。

以 上